

会費に関する細則

平成26年度から適用

第1条 会員の会費（公益社団法人神奈川労務安全衛生協会(本部)費を含む）として、3条の区分による金額を毎年6月末までに納入する。

第2条 公益社団法人神奈川労務安全衛生協会(本部)費は本会費より支出納入する。

第3条 本会費は次のとおりとする。

従業員数	年 額
10人以下	7,000円
11～ 20	9,000〃
21～ 50	12,000〃
51～ 100	15,000〃
101～ 150	19,000〃
151～ 200	23,000〃
201～ 250	27,000〃
251～ 300	31,000〃
301～ 350	35,000〃
351～ 400	39,000〃
401～ 450	43,000〃
451～ 500	47,000〃
501～ 600	51,000〃
601～ 700	55,000〃
701～ 800	59,000〃
801～ 900	63,000〃
901～1,000	67,000〃
1,001～1,500	90,000〃
1,501～2,000	100,000〃
2,001～2,500	105,000〃
2,501～3,000	120,000〃
3,001～4,000	140,000〃
4,001以上	160,000〃